一般社団法人　日本臨床神経生理学会　専門医制度に関する規則

2016 年 10 月 26 日制定

（目的）

第１条　本規則は「一般社団法人　日本臨床神経生理学会（以下「本学会」という）認定制度に関する規則」に従い、本学会の専門医制度について定める。

（専門医の名称）

第２条　本学会の専門医は、脳波に関する専門医と、筋電図・神経伝導に関する専門医の 2 分野に分ける。それぞれ日本臨床神経生理学会専門医（脳波）（Board-certified clinical neurophysiologist（EEG section））、日本臨床神経生理学会専門医（筋電図・神経伝導）（Board-certified clinical neurophysiologist（EMG/NCS section））と称する。

（専門医の審査、認定方法）

第３条　専門医の認定は、資格取得を希望する会員からの申請に基づき、初回申請時の認定試験、及び、期間更新時の審査によって行う。

２．認定の有効期間は 5 年間とする。

３．認定は、理事会が行う。

４．第１項の審査及び認定は、毎年行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会の決定により資格審査及び試験を行わないことができる。

５．専門医に認定された者には、専門医認定証を交付する。

（専門医の初回認定）

第４条　初回申請時は、受験資格を満たした者に対しての筆記試験により審査、認定を行う。

（専門医の資格更新）

第５条　専門医の資格は、認定後 5 年ごとに、本人からの申請を元に審査、認定の更新を行うものとする。

２．資格更新の基準、及び、手続きの詳細については、細則で定めるところによる。

（専門医認定の取り消し）

第６条　理事会は、次の事項に該当する専門医について、その認定を取り消すことができる。

１）本学会会員を除名された場合

２）専門医としてふさわしくない行為があった場合。

（改正）

第７条　本規則の改正は、理事会の審議を得たうえで、社員総会の承認を要する。

（補則）
第８条　本規則の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則
1．本規則は、2016 年 10 月 26 日から施行する。
2．本規則の施行と同時に、従来の日本臨床神経生理学会認定医を日本臨床神経生理学会専門医に名称変更する。